

【第3号議案】

御堂筋完成80周年記念事業推進委員会事務局規程の変更について(案)

変更前

別表第1 (第3条関係)

事務局職員	団体名及び職名
事務局次長	一般財団法人都市技術センター理事長
事務局次長補佐	大阪市建設局道路部道路課長 一般財団法人都市技術センター道路河川部長
事務局員	大阪市建設局道路部道路課職員 一般財団法人都市技術センター職員



変更案

別表第1 (第3条関係)

事務局職員	団体名及び職名
事務局次長	一般財団法人都市技術センター理事長
事務局次長補佐	大阪市建設局道路部道路課長 一般財団法人都市技術センター道路河川部長 総務部長
事務局員	大阪市建設局道路部道路課職員 一般財団法人都市技術センター職員

御堂筋完成 80 周年記念事業推進委員会事務局規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、御堂筋完成 80 周年記念事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）規約第 11 条の規定に基づき、推進委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び所掌事務等について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 推進委員会及び御堂筋完成 80 周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）の会議の運営に関すること
- （2） 推進委員会及び実行委員会の資料の作成に関すること
- （3） 推進委員会及び実行委員会の予算、決算及び執行に関すること
- （4） 推進委員会及び実行委員会の庶務に関すること
- （5） 前各号に掲げるもののほか、推進委員会及び実行委員会の運営に必要な事項に関すること

（組織等）

第3条 事務局に、事務局長のほか、事務局次長、事務局次長補佐、事務局員を置くことができる。

- 2 前項の職員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 事務局に出納員を置き、事務局長が指名する者をもって充てる。
- 4 前項に定めるもののほか、必要に応じて事務局に他の職員を置くことができる。

（職務）

第4条 事務局長は、事務局を統括し事務を総理する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 事務局次長補佐は、事務局次長を補佐し、事務局次長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 事務局員は、上司の命を受け事務に従事する。
- 5 出納員は、金銭の出納及び保管に関する事務を行う。

（専決）

第5条 事務局長等の専決に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

（代決）

第6条 事務局長が不在のときは事務局次長が、事務局次長が不在のときは事務局次長補佐がその事項を代決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に重要と認められる事項については、代決することはできない。ただし、決裁権者があらかじめ処理の方針を示したものの、又は緊急やむを得ない事項については、こ

の限りでない。

- 3 前2項の規定により代決した事項については、速やかに決裁権者に報告しなければならない。ただし、あらかじめ処理の方針を示されたもの又は定例若しくは簡易なものについては、この限りでない。

(文書)

第7条 文書に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

(公印)

第8条 事務局で使用する公印の種類等は、別表第2のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局長が管理する。ただし、事務局長は公印の監守の責めに任ずる者として、一般財団法人都市技術センター総務部総務課長の職にある者を、公印監守者として充てることができるものとする。

(金融機関の指定)

第9条 現金の出納は、事務局長が指定する金融機関を通して取り扱うものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年11月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

事務局職員	団体名及び職名
事務局次長	一般財団法人都市技術センター理事長
事務局次長補佐	大阪市建設局道路部道路課長 一般財団法人都市技術センター総務部長
事務局員	大阪市建設局道路部道路課職員 一般財団法人都市技術センター職員

別表第2 (第8条関係)

印刻文字	個数
御堂筋完成80周年記念事業推進委員会委員長之印	1